

## 平成20年度 第5回府中市障害者計画推進協議会 会議録

■ 日 時：平成20年12月10日（水）午後3時00分～6時00分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 3階 第6会議室

■ 出席者：（敬称略）

<委 員>

佐藤久夫、下條輝雄、山本博美、野村忠良、石見龍也、美田徹、吉澤順、町田睦子、  
葛岡裕、吉村輝秋、神山誠吾、桑田智、河井文、鈴木一成、

<事務局>

福祉保健部長、福祉保健部参事、地域福祉推進課長、障害者福祉課長、  
地域福祉推進課長補佐、障害者福祉課長補佐、障害者福祉課、  
株式会社生活構造研究所

■ 議 事： 1 分科会

2 開会

3 議事

（1）会議録について

（2）府中市障害者計画・障害福祉計画（第2期）の素案について

（3）次回日程について

（4）その他

■ 資 料： 資料1 平成20年度第4回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 府中市福祉計画の考え方と施策の方向について（素案）（抜粋）  
（障害者計画・障害福祉計画（第2期））

## 1 分科会

(了承後、傍聴者入場。)

事務局：定刻になりましたので開催いたします。

会長：本日は分科会ごとにテーマを分けなくて、資料2「府中市福祉計画の考え方と施策の方向について(素案)(抜粋)(障害者計画・障害福祉計画(第2期))」について、全体にわたり議論していただければと思います。特にこれまで十分に時間がかけられなかった51ページからの「第5章 障害福祉計画」の部分をご議論ください。議論をしていくにあたって、事務局から資料2についてご説明をお願いいたします。

(事務局から、資料2について説明)

会長：それでは、1時間、分科会でご議論ください。議論の内容については、全体会で各分科会の代表者からご報告ください。よろしくお願いいたします。

(分科会での検討)

## 2 開会

事務局：ただいまより全体会を開会いたします。

## 3 議事

### (1) 会議録について

会長：資料1「平成20年度第4回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局：9ページの中ほどに、「「いこいの部屋」を開いています。年間延べ200名以上の方が利用しています。」とありますが、委員の皆様を送らせていただいた時には、「延べ」が抜けておりました。委員からご指摘を受けて修正しました。こちらでよろしければ、公開させていただきたいと思います。

会長：他に何か誤植等がありますでしょうか。

委員：8ページの下から4行目と3行目の「当事者」を「当事者」に修正してください。

会長：そちらの修正を反映して、資料1について公開させていただきます。

### (2) 府中市障害者計画・障害福祉計画(第2期)の素案について

会長：次回の12月24日が最終回となります。それでは、第1分科会の検討結果を報告してください。

委員：33ページの「(2) 相談・権利擁護事業の充実」について、地域にひきこもりの方は多くいます。今後、退院して地域移行が進んでいくと思いますが、そのような方たちが通う場所がなく、ひきこもりの方がより一層多くなると思われます。ひきこ

もりの方への対策として、34 ページの②と③の間に、「ひきこもり相談の充実」を入れてください。家族が支えているだけで、どこの事業者にもつながっていない方が多くいます。その中には、医療機関につながっている方もいますし、以前は医療機関に通っていたが、ひきこもっている方もいます。また、医療機関に通っていませんが、ひきこもりになっている方もいます。ひきこもりの方への対策は福祉計画に取り入れるべきです。精神科の医者である斎藤先生によると、全国には45万人のひきこもりの方がいるそうです。また、東京都の診療所協会での調査でも、通院しているだけで、働いていない、作業所にも通っていない方が2～3割いるということです。最近では、東京都でも「ひきこもりサポートセンター」を設立して、力を入れて取り組んでいます。

66 ページの「(5) 障害のある人を支える家族や地域の人への支援」でも、地域移行してきた方たちが、ひきこもりになることを防ぐための対策が必要です。放置しておけば、家族が抱え込んで、ひきこもりが増えていくと考えられます。福祉的就労の場などの通うところは定員が限られています。退院して地域移行してきた方たちに見合うだけの通う場が必要です。地域で支えていくために、(6)として、ひきこもり支援のことを書くべきです。

71 ページの「4 国・都への要望」の下から4行目には「障害のある人の生活を保障する年金や手当などを充実すること」とあります。とくに精神障害のある人は、東京都の心身障害者福祉手当の対象外となっています。1級、2級はいただけるとありがたいと思います。3障害の格差が残っている部分です。これは、1ヶ月15,500円であり、生活保護の収入認定にも入らないということです。また、精神障害のある人は、東京都の心身障害者医療費助成の対象にもなっていません。身体障害のある人、知的障害のある人は、等級にも関係すると思いますが、医療費の助成があります。精神障害のある人は1級でも出ません。精神科は自立支援医療で通っていますが、風邪などでは助成が受けられません。毎月1回は外来通院するため、3,000～5,000円かかります。杉並区では、東京都からの福祉手当がないので、区独自の手当を設けているようです。

会 長：66 ページに(6)として、ひきこもり支援を追加するというご意見がありましたが、第1分科会では66 ページについて、他にも議論がありました。入所・入院者の方が地域移行をしやすいように、地域のサポート体制、グループホームの情報、地域移行の事例などを提供すべきであるということです。「入所・入院者への情報提供と支援」ということで、(7)として追加すべきかもしれません。「サービス見込量確保のための方策」とは異なるかもしれませんが、地域移行の目標だけを書いても進まないと思います。入院の場合には、市では生活保護入院と国保の患者しか把握していないと思いますが、できることから実施していくことが重要です。

委 員：入所・入院者への情報提供は重要だと思います。どこが役割を担うのが適切だとお考えですか。

会 長：市が相談支援事業者に委託するのか、市が本人に直接お便りを出すのか、方法は様々だと思います。

- 委員：計画書に掲げるのであれば、実際にできることでないといけないと思います。ぜひ進めてほしいです。
- 会長：実施するのではなく、検討するというだけで書ければと思います。
- 事務局：ひきこもりの支援については、今年度から1団体に助成しスタートしています。府中市でも重要だと認識しており、成果をみながら、進めていきたいと考えています。また、ひきこもりについては、福祉計画全体の中では地域福祉計画に書かれています。地域福祉計画も含めて検討させていただければと思います。
- 入所・入院者への情報提供については、東京都内に12か所の退院促進事業を実施している事業所があります。東京都の退院促進事業の中で、役割を拡大していくことが可能なのかということも検討しながら、きちんとした記述は難しいと思いますが、反映させていきたいと思っています。なお、入所・入院者への情報提供につきましては、府中市民だけでなく、他の自治体の方も同じ入所施設や病院に入っているのでもう少し検討したいと思っています。
- 会長：施設入所者は固有名詞で分かるので、リストに基づいて個人宛のお手紙を持って相談に伺うということを考えました。入院中の精神障害がある人に関しては、市内の病院の全患者ということではなく、生活保護や国保で市民であるということがわかる人に情報提供をすることを考えていました。実施には多くの検討事項があるので、ご検討いただければと思います。
- ひきこもりは様々な分野に関わってきますが、障害者福祉分野で取り上げるとしたら、「ひきこもり相談と障害のある人の相談の連携」などと書いて、障害者の計画であるということを明確にすれば良いと思います。
- 委員：ひきこもりについて家族が抱え込んでいる場合には、家族が市役所窓口や生活支援センターに相談に行ったときには、希望に応じて、府中市でのひきこもり支援の情報を年に何回か送るようにしてほしいと思います。
- 会長：それでは、第2分科会の検討結果を報告してください。
- 委員：55ページからの「2 目標の達成度」、58ページからの「3 障害福祉サービスの見込量及び進捗状況」には、データはありますが現状分析がないので書いてください。とくに地域移行については成果があがっていないと思います。現状分析から次期の計画が出てくると思います。
- 65ページの「4 サービス見込量確保のための方策」の「(2) 社会資源の活用とNPO等との連携」の下から2行目の「そうした環境をつくるための場」とは、具体的にどこになるのでしょうか。地域自立支援協議会を想定しているのであれば、明確に書いてください。また、66ページの「(3) 事業者・人材の育成と確保」には、「地域で活動しているさまざまな団体やNPO等を障害福祉サービス提供事業者として育成するとともに、新たな事業者を誘導するなど、見込量の確保のための基盤の充実を図ります。」とあります。「サービス見込量確保のための方策」というからには、もう少し具体的に何をするのか書いてください。育成、誘導とは何かを書くべきだと思います。

67 ページの「5 サービスの質の向上に向けた方策」の「(1) サービス提供に携わる人材研修」の文が分かりにくいと思います。「またケアサービスのみならず、移動支援やコミュニケーション支援など幅広い支援を行う人材育成を進めます。」とありますが、ケアサービスというのはヘルパーの方が提供するサービスでしょうか。それとは別に、移動支援やコミュニケーション支援のための人材を育成するための新たな研修を実施するというのでしょうか。移動支援やコミュニケーション支援は、地域生活支援事業なので、市独自の研修事業で人材育成ができます。府中市の障害のある人に関しては、府中市独自の移動支援の研修を受けた人が提供するという体制を構築するというのでしょうか。

委員：42 ページの「①一般就労への支援」の「障害のある人の職域の拡大」について、先ほど事務局から、市役所での採用のことではないというご説明がありましたが、一般企業に求めるのは困難です。どのような職場を対象にしているのでしょうか。

56 ページの「(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する目標」の「平成17年10月1日現在の退院可能精神障害者数」の95人は、何が根拠となっているのでしょうか。実績には、退院してグループホームに入居した人が6人となっていますが、地域移行の指標として考えると、グループホームに入居した人だけを捉えても意味がないと思います。入院して、すぐに退院した人もいますし、グループホームに入居しても、また入院してしまう人もいます。

事務局：65 ページの「(2) 社会資源の活用とNPO等との連携」の「そうした環境をつくるための場」とは、地域自立支援協議会を想定しているのです、追加したいと思いません。

66 ページの「(3) 事業者・人材の育成と確保」について、明確にしたいということですが、具体的に書くことが難しい状態です。本計画では方針のみを示して、事業実施計画などで具体的に示せばと思います。

67 ページの「(1) サービス提供に携わる人材研修」について、ご意見にあったように、移動支援やコミュニケーション支援は地域生活支援事業なので、市で独自に決めればよいということになります。移動支援については、府中市では今までの基準と合わせて独自の研修を行っています。コミュニケーション支援については、手話通訳者の養成等の研修を行い、府中市独自の試験を実施しています。

42 ページの「障害のある人の職域の拡大」については、市役所のみならず一般企業でも、実現を目指して検討できればと考えて、書いています。

56 ページの「(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する目標」については、人数が明確でない部分があります。国から東京都に割当があり、東京都から各市町村に割当があります。細かい入退院まで把握ができていない状況です。

委員：退院可能精神障害者数は全国で7.2万人ということですが、根拠はあるのですか。入退院が繰り返されているはずなので、社会的入院となる根拠はあるのでしょうか。42 ページの「障害のある人の職域の拡大」は、市だけでなく民間ともに検討してほしいということでしたが、「検討します」と書いたら、市が検討することになると思います。

会 長：市の職員の採用として障害のある人の職域の拡大を検討するとともに、民間企業にも情報提供を進めるということだと思います。1行だけでは不足していますので、丁寧に表現してください。

退院可能精神障害者数7.2万人の根拠は、10年ほど前の調査で、精神病院協会が委託されて、主治医の回答を集めたのだと思います。1年以上の長期入院であり、近い将来、条件が整えば退院できる人だったと思います。つまり、主治医側からの退院可能性の判断に基づく数字です。障害者自立支援法制定時には、人数は減っていたと思います。国の数字もはっきりしていないですが、関係者や市民が根拠を分かったほうが良いと思いますので、根拠を書いてください。

事 務 局：新たな計画ができたときには、東京都に提出しますので、その際に相談してみます。  
委 員：入院後1年以上経っているという根拠があって安心しました。また、先ほども申しましたが、現状分析は書けますか。

会 長：実績の評価、分析のポイントは入れてほしいと思います。「(2)入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する目標」については、調べようがない中で書けることも限られてくると思いますが、できるだけ書いてください。

事 務 局：分かる範囲で掲載するように努力します。現計画を策定した時に想定していたことと、実績の違いについて書いていきたいと思います。

会 長：それでは、第3分科会の検討結果を報告してください。

副 会 長：「障害」の表記について、現在は「障害のある人」ということで統一していると思いますが、「障がい」と「害」をひらがなにする表記も増えてきています。府中市として、どのように考えているのでしょうか。今後、変更する考えはあるのでしょうか。41ページの事業「障がい者成人教室「あすなろ学級」」では、ひらがなで書かれていますが、何故でしょうか。また、56ページでは「精神障害者」となっています。

「3 障害福祉サービスの見込量及び進捗状況」について、計画値を出した根拠は何でしょうか。59ページの自立訓練（生活訓練）では、平成20年度の計画が230人日であるのに、平成21年度では90人日と下がっています。平成20年度の実績は22人日とありますが、どこの施設でしょうか。また、就労継続支援（A型）の平成20年度の実績は20人日となっていますが、どこの施設が新体系に移行したのでしょうか。また、60ページの療養介護だけ、単位が「人日」ではなく「人」となっていますが、よいのでしょうか。表の見方を詳しく教えてほしいと思います。

63ページの「(2)コミュニケーション支援事業」の手話通訳者設置事業は、どのような事業でしょうか。事業の内容にもよりますが、実績が各年1人であり、計画も各年1人となっています。増やすことはできないのでしょうか。64ページの「(6)手話通訳者養成研修事業」の手話通訳者認定試験合格者数は、平成18年度の実績が5人、平成19年度の実績が2人であり、計画は各年2人となっています。少ないと思いますが、どのような計画か教えてください。

71ページの「国・都への要望」では、5点ほど項目がありますが、選んだ理由は何

でしょうか。また、2点目で特に障害の種別に関わらず自立支援医療・医療費助成の充実を要望し、4点目では難病患者に特化して医療費の助成を要望しています。

4点目で特化する必要はないのではないのでしょうか。

委員：生活支援センタープラザでは、東京都の退院促進コーディネート事業を受託しています。府中市が含まれる6市の医療圏は、比較的大きな精神科病院が密集している地域です。東京都の退院促進コーディネート事業として、私どもの事業所で働きかけをしているのは、全部で7名です。そのうち2名が府中市の方です。東京都では、退院促進コーディネート事業を12箇所の事業所が受託しています。「(2)入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する目標」については、細かい根拠を掲載した方が良いと思います。実績については退院促進事業に照らし合わせた数字にして、今後の目標を書いた方が良いでしょう。現在、東京都が退院促進事業を実施していますが、今後は府中市としても取り組んでいただければと思います。

事務局：41ページの事業「障がい者成人教室「あすなる学級」」については、以前から「障がい」という表記で事業を行っています。

63ページの手話通訳者設置事業は、府中市では手話通訳者を毎週金曜日に配置しており、その人数を書いています。64ページの手話通訳者認定試験合格者数は、手話通訳者を養成のための講習会を実施するとともに試験を行っており、実績は試験に合格した人の数になります。計画の人数が少ないということですが、試験のハードルも高くしており、研修を受けて合格する人は各年2人程度になります。実力を伴った人とする、人数は妥当だと思います。

会長：新たに追加された手話通訳関係の事業の説明は載っているのですか。

事務局：地域生活支援事業の細かい内容を掲載していないので、検討させていただきます。

会長：その他、数値についてご質問があったと思います。

事務局：56ページの「(2)入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する目標」については、国からの東京都への割当が5,000人ということで、これを府中市の人口で按分すると95人となります。95人という目標は動かさないようにということです。実際に1年以上入院していて、市役所の精神保健福祉の保健師が関わったのは年に3名ずつです。それ以外の実態はつかめていない状況です。地域生活支援センタープラザで受託している退院促進事業の実績と、市役所で把握している実績を合計すれば、より現実に近い数値になると思います。しかし、都内のどの区市町村でも、実績がつかめない現状にあると認識しています。

59ページの数値について、第1期計画策定時には、国から与えられたワークシートに数字を埋め込んでいきました。平成20年度については、それぞれ新体系に移行する事業所がない場合も想定されましたが、努力目標として見込むということでした。自立訓練(生活訓練)については、1箇所の作業所が移行するとして見込みました。

会長：60ページには「※平成20年度実績は、10月時点の月あたり実績」とあります。

事務局：平成20年度は終わっていないので、実績は推計値になります。

71ページの「4 国・都への要望」は、本文から抜き出した項目になります。4点目の難病患者の医療費の助成は、49ページの「難病患者への支援の充実」から抜き

出しています。「4 国・都への要望」については、本文を抜き出すにとどまるか、本文をまとめるとともに項目の追加もするか、ご意見をいただければと思います。

委員：60 ページの療養介護の単位は「人」でよいのですか。

事務局：単位は国からの指定となっています。

委員：平成 21 年度から計画が各年 1 人ではさびしいと思います。

41 ページの「障がい者成人教室「あすなろ学級」」は、以前から「障がい」という表記で事業を行っているということですが、他市では、すべて「障がい」としているところもあります。府中市ではどうでしょうか。

事務局：41 ページの「障がい者成人教室「あすなろ学級」」は、「障がい」という表記で事業を推進していますので、そのまま記載させていただきました。「障害」の表記については当事者の方の思いもあります。本協議会の任期は来年の 3 月までとなりますが、計画を推進していく上で新たな組織を立ち上げ、年 3～4 回開催いたしますので、そちらで継続して「障害」の表記についてもご議論していただくことは可能かと思えます。48 ページの「②障害のある人への理解・啓発事業の充実」で、「障害」の表記についての検討を考えさせていただければと思います。

会長：48 ページの「②障害のある人への理解・啓発事業の充実」に表記の検討ということで、事業を追加するという事です。そこに記載すれば、次のアンケート調査などで、当事者の方のご意見をお聞きすることができると思います。「害」の字については、漢字を使用することへの反対意見がある一方で、ひらがなにして、ごまかそうとするとは何事かという意見もあります。前会長の丸山先生が書いていましたが、「碍」という字は、もとは石へんに「疑」という字だったということです。大きな石の前で、旅人が道に通れなくなってしまったので、困っている、考えている姿であり、障壁のことを意味するという事でした。そのような意味も示した上で、もとの字が当用漢字にないので、ひらがなにすることを説明すれば、納得いただけると思います。検討することは多いと思います。

71 ページの「4 国・都への要望」の項目は、本文からの抜き出しにしますか、もしくは大事だと思ふことを掲載しますか。ただし項目が多すぎると迫力がなくなってしまうと思います。先ほどご意見があったように、精神障害のある人の格差をなくすための改善ということも入れることにしますか。

委員：前の内容に捉われず、真に必要なことを書くべきです。「ホームヘルパー確保のため、介護給付費の報酬の引き上げを行うこと」とあるのですが、高齢者分野とも共通の課題となりますが、施設職員の不足ということもあります。看護師等も含めて、福祉に関わる人材すべてが不足していますので、全体に関して要望していくべきです。

会長：それでは、視野を広げて項目を作成し、次回までに事務局に用意していただければと思います。

### (3) 次回日程について



会 長：次回は12月24日（水）の14時から16時として、分科会を開催せずに、2時間の全体会だけにしたいと思います。

以 上